

平成20年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(中小企業関係)

平成19年7月12日

全 国 知 事 会

中小企業の振興について

1 中小企業の活性化

依然として厳しい経営環境にある中小企業の現況を踏まえ、地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、人材の育成を始めとする各種支援策を推進するとともに、新規創業事業への支援を強化すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 国が行う中小企業の経営支援事業を実施するに当たっては、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮すること。
- (2) 中小企業の知的財産の活用支援や、ベンチャー企業等の創業・創造的活動並びに販路開拓等活動に対する支援を拡充すること。
- (3) 中小企業におけるIT化を促進するため、ITセミナー、研修等を充実し、人材の早期育成を図るとともに、IT専門家の派遣や情報機器導入に係るIT貸付、リース事業等の支援策を拡充すること。
- (4) まちづくり三法の改正を踏まえ、コンパクトで賑わいのあるまちづくりと一体的に行われる商業振興策に取り組む商店街等に対する支援を拡充するとともに、これまで各地域の実状に応じて行われてきた活性化への取組みが引き続き円滑に実施できるよう十分配慮すること。

2 中小企業の経営基盤の強化

依然として厳しい状況にある中小企業を巡る金融情勢を踏まえ、中小企業の経営の安定を図るため、中小企業金融対策を一層拡充すること。

また、信用保証協会の経営に支障を来さないよう必要な支援措置を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業が社会情勢の変化に的確に対応し、安定した経営を行えるよう、引き続き不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金供給を推進するとともに、金融制度の弾力的な運用や資金供給手法の多様化等支援策を拡充強化すること。
- (2) 政府系金融機関の再編後においても、引き続き中小企業が利用しやすい融資制度の充実を図るとともに、中小企業に対して、より一層、円滑な資金供給を行うこと。
- (3) 信用保証協会と金融機関との責任共有制度を導入するに当たっては、金融機関の貸出し姿勢の消極化を招くことのないよう、金融機関に対して、積極的に中小企業向け融資を行うよう要請すること。
さらに、中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないよう、信用保証協会に対する支援を拡充強化すること。
- (4) 中小企業再生支援協議会の機能を強化するなど、中小企業再生支援策の充実強化を図ること。